【退職所得の源泉徴収票】

※　機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
※　金額を記載する欄には、「￥」や「円」を記載しないでください。
※　誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
※　「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
※　「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	「令和」又は「５」
平成	「平成」又は「４」
昭和	「昭和」又は「３」

※　「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	０
無効	１

備　考

１　この源泉徴収票は、居住者に支払う法第226条第２項に規定する退職手当等（以下この表において「退職手当等」という。）について使用すること。

２　この源泉徴収票の記載の要領は、次による。

(1)　「住所又は居所」及び「個人番号」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を記載すること。ただし、退職手当等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票については、「個人番号」の欄は、記載を要しない。

(2)　「番号」の項には、次に掲げる場合に該当するときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める番号を記載すること。この場合において、(ホ)から(ト)までに掲げる場合に該当するときは、これらの規定に規定する経済的利益の価額を「摘要」の欄に記載すること。

(イ)　その退職手当等が、法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金に該当する場合（(ロ)に掲げる場合を除く。）　１

(ロ)　その退職手当等が、令第72条第３項第７号に掲げる一時金に該当する場合　２

(ハ)　その退職手当等が、令第 84 条第１項に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除されたことにより受けた経済的利益に該当する場合（(ホ)及び(ト)に掲げる場合を除く。）　３

(ニ)　その退職手当等が、発行法人から与えられた令第 84 条第３項の規定が適用される同項各号に掲げる権利の行使による同条第２項に規定する株式の取得に係る経済的利益に該当する場合（(ハ)及び(ト)に掲げる場合を除く。）　４

(ホ)　その退職手当等の支払金額の総額が、(イ)から(ニ)までに規定する退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等（(ヘ)及び(ト)において「一般的退職手当等」という。）の支払金額及び(ハ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合　５

(ヘ)　その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合　６

(ト)　その退職手当等の支払金額の総額が、一般的退職手当等の支払金額、(ハ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額及び(ニ)に規定する経済的利益の価額に相当する金額から成る場合　７

(3)　「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が法第 201 条第１項第１号ロに規定する短期退職手当等（以下この表において「短期退職手当等」という。）又は同号ハに規定する特定役員退職手当等（以下この表において「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

(4)　「源泉徴収税額」の項には、法第199条の規定により徴収される税額を記載すること。

(5)　「勤続年数」の項には、令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第 201 条第１項第１号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、令第71条の２第２項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第４項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。

(6)　次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

(イ)　令第70条第１項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ロ)　令第70条第１項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している部分の期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ハ)　令第71条の２第11項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ニ)　令第71条の２第11項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(ホ)　令第71条の２第12項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定め

る金額の計算の基礎

(ﾍ)　令第71条の２第12項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

(7)　法第30条第６項第２号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(8)　その退職手当等が法第 41 条の２の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

(9)　その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第203条第６項に規定する退職所得の受給に関する申告書に、法第201条第１項第１号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(3)及び(4)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

３　合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。